

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和4年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年5月19日付松監第3号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 市民部 中島支所	所管課等長氏名 高岡伸夫
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
②情報発信内容の所属長の監督について 市が運用するアカウントにおいて、ガイドラインでは、書き込み等を行う職員は、情報は正確に記述するとともに、内容について誤解を招かないよう十分に注意し、所属の長は、十分な監督を行うこととされているが、情報発信内容の確認者が所属長以外のアカウントが見受けられた。今後は、市の組織として発信内容に責任を持つ必要があることを認識し、SNSを利用する所属の長は、発信する内容について十分に監督を行われない。	②情報発信内容の所属長の監督について 中島支所で運用しているフェイスブックのアカウント「瀬戸内・松山里島めぐり」に書き込みを行う場合、文章及び図画等が正確かつ適正な内容であるかを総務担当分室長の確認を経て支所長が決裁を行うこととしました。 今後は多くの方に松山市の忽那諸島を知っていただき、関心を持っていただけるよう、正確な情報発信に努めてまいります。